広報やしお No.625

## 平成15年7月25日 (4)

||扶養手当・ひとり親家庭

# 急病の時はこち

⑥父が法令により1年以上拘禁され

受けるようになってから5年を過ぎ

## 初期(一次救急)診療

- ■八潮市立休日診療所(小児科・内科)
- **☎**995−3383
- ♥日曜日および祝日、午前10時~正午・ 午後2時~4時
- ●八潮市立保健センター内
- ■草加市夜間急患診療所(小児科·内科)
- **☎**922−1156
- ❤毎日、午後7時30分~10時30分
- ●草加市保健センター内
- ■草加市休日急患歯科診療所(歯科)
- 2922 1156
- ❤日曜日および祝日、午前9時~正午
- ⊜草加市保健センター内

円に、2級は月額3万4330円から

月額5万1550円から5万1100 ては、平成15年の4月分から、1級は

この結果、特別児童扶養手当につい

- ●埼玉県救急医療情報センター
  - 20048 824 4199

緊急に医療機関の受診が必要なときに、診 療できる病院を24時間体制でご案内します。

②父が死亡した子ども ④父の生死が明らかでない子ども ③父に一定の障害がある子ども ①父母が婚姻を解消した子ども ⑤父に1年以上遺棄されている子ど 者に支給されます。

の子どもを育てている母または養育 (一定の障害のある場合は20歳未満)

次のいずれかに該当する18歳未満

一の額は

きめ細かく10円単位になっています。 の合計(総収入)が減らないように、 額の決め方は、働いても収入と手当 の所得に応じて決まります。手当の 支給の場合は月額4万2370円で ^が、申請する方や同居している方 なお、法律の改正により、

合があります。 によっては、手当が支給されない場

母と子ども1人の母子世帯で全部 す。 手当を受けられる方は

申請する方や同居している方の所得 によっては、手当が支給されない場 合があります。 申請に所得制限はありませんが、

る20歳未満の児童を育てている方で 精神または身体に一定の障害のあ れる手当です。 が死亡した、父に障害がある、とい 促進するため、父母が離婚した、父 った子どもを育てている方に支給さ 母子家庭等の生活の安定と自立を 児童扶養手当

親家庭等医療費助成、特別児童扶養 提出していない場合も含みます。 手当においても同様です)。 降に18歳になった子どもも含まれま で)で考えるため、本年4月1日以 \*子どもの年齢は年度(3月31日ま ども 婚姻には、内縁関係など婚姻届を (20歳未満の場合、また、ひとり

申請する方や同居している方の所得 申請に所得制限はありませんが、

限がなくなりました(ただし、平成

なければならない」という期間の制 件がそろってから5年以内に申請し

法律の改正により、

「申請する条

10年3月31日以前に申請する条件が

そろっていた方は除きます)。

手当を受けられる方は

る子どもを育てている方に支給され

精神または身体に一定の障害のあ

特別児童扶養手当

る手当です。

⑦母が婚姻によらないで懐胎した子

特別児童扶養手当制度とは ている子ども

ひとり親家庭等医療費助成

されないことになっています。 た場合などには、手当の一部が支給

# 払った医療費の一部が助成されます。 保険制度で医療にかかった場合、 育てている養育者の皆さんが、医療 ないため親に代わってその子どもを 母子家庭や父子家庭または親がい

ぞれの母または父若しくは養育者の る場合は20歳未満)の児童と、それ 家庭の、18歳未満(一定の障害のあ 方が助成を受けられます。 ただし、申請には所得制限があり 母子家庭や父子家庭または養育者

額4万2370円から4万2000円

❷児童障害課☎閏209

15年10月分から、全部支給の場合で月また、児童扶養手当については、平成 3万4030円に変更になりました。

## 8月のすこやかカレンダー◆

9パーセントのみの引き下げとなりまれ、平成14年の物価の下落分である0・

児童扶養手当・特別児童扶養手当

を受けている方へ

額については、物価の変動に応じて額

が

児童扶養手当・特別児童扶養手当の

とられています。平成15年度の手当額 を改定する「自動物価スライド制」

は、現在の社会経済情勢などが考慮さ

~		◎ 母子健康手帳持参			
〔健診等〕	実 施 日	受付時間	該当児	備考	
乳幼児相談	4 日(月)	午前10時~11時	満2カ月〜 未就学児	当日受付	
プレイルーム	4日(月) 7日(木) 18日(月) 21日(木) 25日(月) 28日(木)	午前10時~正午	満2カ月以上	当日開放	
離乳食教室	26日火)	午前10時~正午	満 5 ~ 6 カ月児 (初めてのお子さんが対象)	予約制	
1歳6カ月児健康診査	19日火)	午後1時~1時45分	平成14年1月生	個別通知	
3歲児健康診査	28日休)	午後1時~1時45分	平成12年 5 月生	個別通知	

☆4カ月児健康診査は、市内委託医療機関による個別健康診査です。 詳しくは、個別通知(満4カ月になる前に通知します)をご覧くだ さい。

## ◆9月のいきいきカレンダー 7月25日から電話で申し込みください。◎995-3381~3

(検診等の詳細は電話で確認を)

		結核検診	ヘルシーチェック	生活習慣病健康診査	肝炎ウイルス検診	成人歯科健康診査	
実 施	施 日 9月28日(日)		9月8日(月)、17日(水)、28日(日)		9月2日火)		
時	間	午後1時~2時		午前8時45分~9時		午後1時15分~1時30分	
対	象	15歳以上	20歳~39歳	40歳以上	①40・45・50・55歳の節目年齢の方(平成16年3月	40歳以上	
定	員	定員30人		各日とも定員30人	31日現在)   ②過去に肝機能異常を指摘されたことのある方、	定員30人	
内	容	胸部Iックス線 検査、身長・ 体重測定、血 圧測定、尿検 査	胸部Iックス線検査、身長・体重測定、血圧測定、尿検査、血液検査、側定 液検査、骨密度 測定	身長・体重測定、血 圧測定、尿検査、血 液検査、便潜血反応 検査、心電図検査、 胸部・胃部エックス線検 査、骨密度測定(必 要により眼底検 喀たん検査)	広範囲な外科的処置を受けた方や妊娠・分娩時に多量に出血したことのある方で定期的に肝機能検査を受けてない方。なお、過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことのある方は、対象外。(内容)C型肝炎ウイルス抗体検査およびB型肝炎ウイルス抗原検査。※生活習慣病健康診査受診時に実施(肝炎ウイルス検診のみでは受けられません)。	歯科医による 口腔内診査	
費	用	無料	500円	3,400円	700円	300円	
備	考	(1)年齢が60歳以上の方は、秋に実施する「個別健康診査」をお受けください。また、60・65・70歳の節目年齢に該当する方は「個別健康診査」受診時に肝炎ウイルス検診も実施します。 (2)事業主、保険者が実施する検診の機会がある方は、対象となりません。 (3)八潮市国民健康保険加入者は、喀たん検査を除く健康診査費用を八潮市国民健康保険が負担します。					

4)非課税世帯、生活保護世帯の方は電話予約時の申し出で費用免除となります。

(5)妊娠中の方は、エックス線検査を受けられません。

## 8月・9月の各種相談(無料) **2**996-2111

★法律相談の予約方法は、

で

こまずのみとなります。

法 律 相 談	広聴広報課☎彎373	民事上のトラブルや法的手続きなどの法律に関すること	毎週金曜日、午後1時20分〜4時(予約制) (2日前、午前9時から予約受付)	市民相談室
くらしの相談(市民相談)	広聴広報課☎彎373	日常生活や市の仕事に対する要望や苦情に関すること 国、県、市の行政に関すること	8月13日似・9月10日似、午後1時~4時	市民相談室
人権擁護相談	総務人事課☎№230	プライバシーの侵害、基本的人権に関すること(法務局越谷支局 では毎週月曜日午前9時~午後4時・人権擁護委員対応☎966-1321)	8月14日休・9月11日休、午後1時~4時	第3会議室
国税相談	広聴広報課☎彎373	相続税や贈与税、所得税など国税に関すること	★8月は休み・9月8日/月)、午前10時~午後3時	市民相談室
税理士相談	広聴広報課☎◎373	パートタイムの税金から相続の税金など、税務に関すること	8月4日(月)・9月1日(月)、午前10時〜午後3時 関東信越税理士会越谷支部の税理士が相談に応	<b>市民相談室</b>
女 性 相 談	男女共同參画課☎ੴ811	家庭の問題、心の悩みなど女性問題に関すること (心理カウンセラーが相談に応じます)	8月6日(水·20日(水)、9月3日(水)·17日(水) 午前10時~午後4時(予約制)	市民相談室
こころの健康相談	健康増進課☎995-3381~3	こころの病気やひきこもり、高齢者の痴呆などに関すること (専門医が相談に応じます)	8月4日(月)・9月1日(月) 午後1時15分~2時15分(予約制)	保健センター
内 職 相 談	商工振興課☎७336	内職についての求職やあっせんに関すること	毎週火曜日、午前10時~午後3時30分	市民相談室
消費生活相談	商工振興課☎炒336	悪徳商法のトラブルや消費生活全般に関すること	毎週月・木曜日、午前10時〜午後3時 (月・木曜日が休日の場合は、翌日)	市民相談室ほか
心配ごと相談	社会福祉協議会☎998-7616	日常生活での心配や悩みごとに関すること	毎週水曜日、午後1時~4時	身体障害者福祉センター
教育相談	教育相談所☎995-0077	児童・生徒の教育に関すること	月~金曜日、午前9時~午後4時	教育相談所
家庭児童相談	児童障害課☎₾472	児童の家庭や学校での、生活上の問題に関すること	月~金曜日、午前9時~午後4時	福祉相談室
農地相談	農政課☎७286	農地に関する諸問題と農業者年金に関すること	月~金曜日、午前9時~午後5時	農政課
夜間納税相談	納税課☎®293·207·国保年		毎週木曜日、午後5時15分~7時	納税課・国保年金課